

神栖市 春期リーグ戦 要項

1. 主旨 ミニバスケットボールを通じて神栖市内の各単位団の交流と技術の向上を図り、心身共に健全な児童の育成を行いバスケットボールの普及を図る。
2. 主催 神栖市ミニバスケットボールスポーツ少年団
3. 期日 2023年5月6日（土）、7日（日）
4. 時間 会場準備：8時00分～（その他体育館の都合による）
試合開始：9時00分～（その他体育館の都合による）
5. 会場 神栖市市民体育館
6. 組合せ 別紙参照
7. 試合要領
 - ①Aチーム：少年団に在籍する全選手。
Bチーム：5年生以下の選手。
 - ②リーグ戦の順位は勝ち点によって決定する。
勝ったチームは3点、負けたチームは1点、試合を没収されたチームは0点とする。
それでも順位が決まらない場合は以下のように順位を決定する。
 - 1) 2チームが同じ勝ち点の時は、該当チームの対戦で勝ったチームを上位とする。
 - 2) 3チームが同じ勝ち点の時は、同じ勝ち点のチーム間での勝ち点で順位を決定する。
 - 3) それでも同じ勝ち点の時は、当該チーム間の試合におけるゴール・アベレージ（総得点÷総失点）の高いチームを上位とする。
 - 4) ゴール・アベレージが同率の時には、そのグループでの当該チームの全試合のゴール・アベレージによって決定する。
 - 5) それでも、3チームが同率となった時は、総得点数の多いチームを上位とする。
 - 6) リーグ戦では1チームが没収された場合、残された2チーム間の試合は決するまで3分間の延長戦を行う。
 - ③8人以上出場させれば試合は成立とする。
以下の事項を参照に各チーム試合を行うこと。
 - ・選手の数、10人未満のチームは、選手全員を出場させる事。
 - ・選手の数、10人以上のチームは、相手チームの選手の数が多い場合、相手チームの人数分出場させればよい。

(例) 選手13人と選手8人のチームが試合を行う時は、
選手8人のチームは全員を出場させる。
選手13人のチームは、相手チームの人数である場合は、
8人を出場させればよい。

※延長戦を行った時には、延長戦の得点、失点も入れて
ゴール・アベレージを算出する。

※没収試合でのスコアは20 - 0とする。(7人以下は没収とする)

③Bチームについては下記のルールを適用し試合を行う。

1) 試合時間は、4分3Qで行う。

前半4分－1分－4分－ハーフタイム3分－後半4分

2) 5人以上出場させれば試合は成立とするが、以下の事項を参照に
各チーム試合を行うこと。

- ・選手の数が、10人未満のチームは、選手全員を出場させる事。
- ・選手の数が、10人以上のチームは、相手チームの選手の数が少ない場合、相手チームの人数分出場させればよい。

(例) 選手13人と選手7人のチームが試合を行う時は、
選手7人のチームは全員を出場させる。
選手13人のチームは、相手チームの人数である場合は、
7人を出場させればよい。

3) 選手の数が5人以上揃わないチームは、6年生を出場させて試合
を行うが、参考試合とし勝敗は負けとする。スコアは20-0とする。

4) 同点の場合は1分休憩して、3分間を必要な回数だけ行う。

この場合、チームファールは継続する。

④A、Bチームの上記以外の競技規則は、日本バスケットボール協会
ミニバスケットボール競技規則を適用する。

8. その他

①健康診断は各チームの責任において実施すること。また、ベンチには
応急処置が出来る用意をしておくこと。

②選手の競技中の傷害について主催者は、応急処置を行う場合もあるが
責任を負わない。

③参加については、必ず保護者の承諾を得ること。

④体育館の使用については、器具・物品の破損・紛失等のないように充分
注意すること。

1) フロアへのバケツ等での水の持ち込みは禁止。

2) 上履き、下履きの区別を徹底すること。(下履きは各自で保管のこと)

- 3) 駐車場以外の場所への駐車は禁止します。
- 4) 各チームの育成会は、会場の管理徹底に努めること。
- 5) ゴミは、必ず各チームの責任において持ち帰ること。

9. COVID-19

神栖市少年団、県東ミニバス連盟、茨城県ミニバス連盟、日本バスケットボール協会の発信するガイドラインに従うこととする。